（近畿運輸局自動車交通部長）
国土交通事務官　長井　総和
総合政策局付に転任させる
（大臣官房付）同　澤井　俊
近畿運輸局自動車交通部長に転任させる
（大臣官房総務課企画官）同　金子　修久
中国運輸局企画観光部長に転任させる（以上八月八日）
（関西空港事務所長）国土交通技官　冨田　博明
航空局付に転任させる
辞職を承認する
（近畿地方整備局神戸港湾事務所長）同　山縣　延文
辞職を承認する
（国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター長）同　山下　勝
水管理・国土保全局砂防部保全課砂防施設評価分析官に転任させる
（関東地方整備局利根川水系砂防事務所長）同　後藤　宏二
国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター長に転任させる
（国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター土砂災害研究官）同　西　真佐人
関東地方整備局利根川水系砂防事務所長に転任させる（以上八月十五日）
（国土技術政策総合研究所空港研究部長）国土交通技官　長谷川　浩
関西空港事務所長に転任させる
（関西国際空港株式会社計画技術部長）　佐藤　清二
国土交通技官（国土技術政策総合研究所空港研究部長）に採用する
（北海道開発局函館開発建設部次長）国土交通技官　中島　靖
近畿地方整備局神戸港湾事務所長に転任させる（以上八月十六日）
（大臣官房付）国土交通技官　平井　秀輝
内閣官房に出向させる（八月三十一日）
（環境省大臣官房審議官）環境事務官　加藤由起夫
国土交通事務官（大臣官房審議官）に転任させる
（大臣官房審議官）国土交通事務官　三好　信俊
環境省に出向させる
（同）同　幾度　明
大臣官房付に配置換する
（国土政策局総合計画課長）同　川上　征雄
大臣官房審議官に昇任させる
（九州地方整備局福岡国道事務所長）国土交通技官　山本　悟司
大臣官房技術調査課環境安全・地理空間情報技術調整官に転任させる
（九州地方整備局道路部道路調査官）同　富山　英範
九州地方整備局福岡国道事務所長に転任させる
（九州地方整備局延岡河川国道事務所長）同　横峯　正二
九州地方整備局道路部道路調査官に転任させる
（九州地方整備局道路部道路管理課長）同　春田　義信
九州地方整備局延岡河川国道事務所長に転任させる
（海上保安庁総務部政務課長）
海上保安官　小川　晴基
国土交通事務官（大臣官房付）に転任させる
人事院に出向させる
（海事局安全基準課長）国土交通技官　久保田秀夫
海事局付に配置換する
（海事局安全技術調査官）同　平原　祐
海事局安全基準課長に昇任させる
（独立行政法人海上技術安全研究所企画部研究連携主管）　園田　敏彦
国土交通技官（海事局安全技術調査官）に採用する
（大臣官房付）国土交通事務官　北本　政行
国土政策局総合計画課長に配置換する
（関東地方整備局富士川砂防事務所長）国土交通技官　吉川　知弘
国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター土砂災害研究官に転任させる
（大臣官房付）同　西井　洋史
関東地方整備局富士川砂防事務所長に転任させる
（同）国土交通事務官　三好　紳介
海上保安庁に出向させる（以上九月一日）
（国土交通事務次官）　竹歳　誠
辞職を承認する
（大臣官房長）国土交通事務官　小澤　敬市
国土交通事務次官事務代理を命ずる
（大臣官房付）同　久保田雅晴
航空局交通管制部交通管制企画課長に配置換する
（航空局交通管制部交通管制企画課長）同　寺田　吉道
大臣官房付に配置換する（以上九月二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月二十一日午前九時五十二分御出門、敬老の日にちなみ、横浜市高田地域ケアプラザを御訪問のため、神奈川県横浜市へ行幸啓、午後零時二十七分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、九月二十三日サウジアラビア国の国祭日につき、同月二十二日同国二聖モスクの守護者国王へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）

（昭和51年農林省令第35号）別表第２の２の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

平成23年９月27日

農林水産大臣　鹿野　道彦

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物

品目	名称	申請者
塩酸Ｌ－リジン	塩酸Ｌ－リジン	味の素株式会社

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、高知労働局の関係労働者を代表する者岡林俊司の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年９月27日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、高知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成23年10月６日

４　推薦書及び添付書類提出先　高知労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣
殿

団体名及びその代表者名
印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月27日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間683円」を「１時間685円」に改める。